

第五章 近

代

## 第一節 幕末・維新

### 幕末動乱のさきがけ

既に天保期から強まっていた幕藩体制の危機的な状況は、嘉永六年（一八五三）のペリー来航以後急速な展開を見せた。アメリカとの当面の交渉は、翌年の日米和親条約の締結によって、さしあたって危機を回避することができたが、幕府をはじめ全国の諸大名の動揺は著しかった。広島藩においても、藩の防衛体制を強化し、洋式の軍備の充実を一層進めることになった。

広島藩の洋式大砲の鑄造は、ペリー来航以前から始められていたが、ペリー来航後は更に熱意を示し、安政二年（一八五五）、同三年には大砲鑄造のために、領内の梵鐘の献納を布告し、更に銅・真鍮・錫・鉛などを徴収する手段を講じた。『広島市史』第四巻 熊野村においても、量は不明だが赤金類の相当量と、同時に徴収された馬の銅葉としての干草五〇〇貫を差上げている。また光教坊・西光寺の両寺院は、これまた金額は明らかでないが当時大金を納したと伝えられる。世良家文書 こうしてその後の動乱・変革を予想させるような事象が、熊野地方にも影響を見せはじめてきた。

山間の農村に過ぎなかつたとはいえ、山陽道に程近く、城下町広島とも僅か二〇キロしか隔っていない熊野地方へは、幕末期の諸国の状況はかなり短時日のうちに情報として流入していた。もちろん当時の常として、藩府の触書などを除けば、情報にある程度の誤報が入ることはやむを得なかつたが、当時の熊野地方の心ある人びとは、いくらか虚実をとりまぜた情報を耳にして一喜一憂したものであろう。

ともあれ開国以後の国内状況はめまぐるしく変化し、政治的対立は激化し、隣藩である長州藩その他の志士たちを中心とする攘夷論の高揚の結果は、遂に文久三年（一八六三）八月の政変をもたらした。この政変の結果、攘夷派の三条実美らの公卿は長州に下り、長州藩をはじめ攘夷派の人びとは多く京都を退いた。こうした不安定な状況は、何らかの形で一般庶民にも影響をおよぼす。熊野の人びとにとっても、単に情報を耳にするだけでは済まないで、おのずから事態にかかわっていくことにならざるを得なかった。

元治元年（一八六四）三月には、下筋の諸大名の往反がはげしくなり、人夫多数を必要とし、これまでのように地方のみで人夫を負担したのでは「地方百姓被相凌不申候」という状態にたちいたった。そのため地方役人が奥海田に集まり、浦方も人夫を負担するよう「地浦相割」を願い出たが、さらにその後栃原村へ七郷村々が集会して申合い、願い出を重ねた結果、「当年一ヶ年限り御聞届ケニ相成、地浦惣割相成、地方百姓安心仕候」ということになっている<sup>上</sup>。

### 第一次長州の役

文久三年八月の政変によって京都を追われた長州藩は、そうした劣勢を取り戻そうとして元治元年七月大挙藩兵を上京させ、対立する公武合体派の会津・薩摩などの兵と戦火を交えた（禁門の変）、長州側は敗れて「朝敵」の名を負うにいたった。幕府は朝廷に奏請して長州藩追討の勅命を得て遂に第一次の長州の役が始まった。

幕府は同年八月尾張藩の徳川慶勝を征長総督とし、中国・四国・九州の諸藩に出兵を命じ、広島藩は芸州口の前鋒を命ぜられた。こうして否応なく境を接する長州藩との戦いにまき込まれた広島藩は、広島城下に嚴重な非常体制をしくとともに、八月八日からは安芸郡海田市駅から佐伯郡廿日市駅まで渡舟を設け、旅人はこれによって往来させるようにさせている。また城下には町触れを出し、町民が浮説に迷い動揺することのないように戒め



図5-1-1 世良兵左衛門の記録（世良ヨシコ氏所蔵）

ている『広島市史』  
第四巻。

しかし騒然たる藩内には風説が飛びかったようで、熊野村の庄屋格組頭世良兵左衛門はその一端を次のように伝えている。「広島へ上方大名十二ヶ国長州せめとして八月十五日末迄マツに御下向、寺々御陣取可有之様風聞仕、追々諸大名御入込、都合廿四大名御下向相成申由下々専ら風聞仕候」世良家文書。ただし実際は、岩国口を攻撃するために九月上旬まで一〇藩に過ぎなかった『広島県史』。こうした風聞に動かされたのは一般の町民や農民にとどまらず、藩士層にも動揺は及んでいた。熊野村に給地を持つ給主がその給与頭宛てに、このような（動乱の）状態になれば家内たちを預けたいので頼み申すというようなことを言っており、現に兵

左衛門自身も、給主と推定される木本政之進から、いつ何時同人方へ行くかわからないので、その時は頼むという依頼を受けている。当時の人心の不安な状況を物語るものであろう世良家文書。

ところで藩は九月十七日、軍夫徴集のために藩内各郡一五歳以上五〇歳以下の人員を調査させ、そのうち近郡の二〇〇〇人は火急入用の節に城下に繰出すよう指令した『芸藩志』 卷三七。

安芸郡村々浦辺村々の役人は海田市に呼出され、藩側から以下のように申渡されたという。このような形勢だから、荷物運送の人夫が入用である。「村々ぢいもばあも、おせも小兒も、男も女も皆々荷物運送之人夫相掛り候えば、途中迄成共持運び可仕心持ニ相成、御上様御安意相伝候様致度」浦方は大船も小船も御用船にするから

他行はできない。人夫の賃銀は無賃である。ただし戦争の場には出さないので心得違いしないように、ということであつた世良家文書。

この申達を受けた熊野村では、村役人と各庭の長百姓が集会し、二〇歳より五〇歳の男子を残らず御用人足として手当てをする。ぢいもばあも女も小兒も、「長州征伐」のお供をする心得に成ること、人夫賃として一日金二朱を定めるとした。

御用人夫の割当て数は、安芸郡全体で一〇〇〇人とされ、熊野七郷については左のとおりであつた。

熊野村 一七二人 苗代村 一四人 平谷村 六人 栃原村 八人 押込村 一四人  
 焼山村 (四人)

(川角村は家老給地であつたためこの記録から除外されているものと思われる。焼山村は数字が史料(世良家文書)から脱落しているので筆者の推定)

すなわち村高の一〇〇石についてほゞ七人の割合になつている。

熊野村では、実際に徴集に応ずる人夫を選ぶについては、「御国恩」に報いるため、我も我もと名乗り出て「くじなし」になるようにと村役人は指導しているが、もともと御用人夫の徴集に不満であつた一般農民が、このような指導に応ずる筈はなかつた。村役人の除外は当然として、長百姓を「くじ取り」に入れるかどうかで、各庭の意見はさまざまであつた。

長百姓を「くじ取り」から除いて、早々に決定を見たのは出来庭・新宮原・呉地の三つの庭であり、新宮原は長百姓を含む「くじ取り」で取りきめたが、萩原・中溝・城之堀は容易に話がまとまらず、更に村役人の説得によって、漸く長百姓を含む「くじ取り」によって決定している。

各庭に対する割当て数を次に示す。

出来庭 二三人 萩原 四〇人 新宮原 三〇人 中溝 一五人 初神 一六人  
城之堀 一五人 呉地 三〇人

合計一六九人になるので村割当一七一人に対して二人の不足になるが、その間の事情は定かでない。

さらに村役人の申合せによって、各庭から夫頭一人ずつが選定されている。

さてこのように御用人夫は一応決定されたけれども、村民の不満は容易にはおさまらなかつた。出来庭、新宮原、初神以外の庭々は「くじ」の取替えを要求している。しかし取替えに応じた場合は、既に「白くじ」を引いた者がおり合わないだろうとして、村役人は取替えに応じていない。したがってなお各庭には不満がつづき村役人が集まって相談しているが申合はなかなかできなかったようである。

この御用人足の徴集は、諸大名の西行に伴う継人足の需要の増大と重なり、近郡の農民の負担を益々過重なものにした。従ってこれについては、御用人足を外郡にまわすか、継人足を外郡にふりかえるかを願出るべきだと話し合い、藩側に願書を提出している。ただし、御用人足の徴集が直ちにはおこなわれなかつたため、このことについての藩側の対応は見られなかつた<sup>上同</sup>。

一方征長軍は十一月十八日を総攻撃の期日と決定し、広島に三万人余の軍勢を集結した<sup>『広島市史』第四巻</sup>。これに対して長州側は、米・仏・英・蘭の四国連合艦隊の攻撃も受け、腹背の敵にやむなく征長軍と和議を結び、総攻撃は中止されて第一次征長の役は終結した。

しかしながら、総攻撃を前にして緊迫した状態のなかで、御用人夫は実際に徴発をうけた。十一月十三日、熊野村からは一七一人中八六人を差出すよう指令された。村は各庭割当ての数に応じて八六人を選び、夫頭に金二

兩ずつ、人夫に金二分ずつを先渡ししている。一日二朱というさきの取りきめからいえば四日分にあたる。出発に際してもなお人夫たちに不満はあったが、やむなく藩から指定された鎌、縄その他の品々を持って出発した。この際熊野村庄屋健太郎は熊野七郷の人夫隊を統括する千人頭として出動した。

人夫八六人中七四人は二十三日に帰村を許されたが二人は残され、平谷村・中野村その他の村々の人夫とともに草津方面へ残し置かれている。ただし、残された一二人については、交代が許され、新しい人夫たちが出発した。この場合は夫頭に一両、夫方には一分づつが渡された。

いづれにしても夫賃は大層な入用となったので、村中高寄りにして取立てられることになった。

なおこれまで安芸・沼田・高田・高宮の四郡からのみ御用人足は徴集されたので、郡の交代を願うべく集会しているが、二十五日には残されていた御用人夫たちも帰村を許されて交代の必要はなくなった。征長軍そのものの解陣は十二月末になったが、熊野地方を襲った第一次征長の役の嵐は一応十一月をもって終りをつげた訳である。  
上同。

### 第一次征長の役の影響

人夫徴発を受けた村々には、支出の増大もあったが、実際に戦端を開かなかった第一次征長の役は、広島城下に結集した多数の軍兵の消費によって、いわゆる戦争景気を広島城下とその周辺にもたらした。慶応元年（一八六五）春と考えられる記録によれば、当時諸色は高直で、「別而木綿なときぬ類、さかな類」が「年々月々日々高く相成候様ニ」思われる。しかし雑穀類はすべて下直であった。「大百姓之者六ヶ敷時節」といわれている。これに反し「浮もうけ宜敷、依之浮過之者などくらし安く時節ニ」なっていて、人夫の賃銀は

広島辺 一日一人前 一〇匁〜一五・一六匁くらい

海田・矢野・呉辺 同六・七奴く八・九・十奴くらい

熊野村辺 同四・五・六奴くらい

同女 同二・二奴くらい

と伝えられている。要するに戦争景気はかなり下層民衆にうるおいを及ぼしたものと考えられる<sup>上</sup>。

## 第二次長州の役

第一次長州の役後、長州藩では、高杉晋作らによる藩政改革がおこなわれ、態勢をたて直して薩長同盟を結び、再び反幕的な姿勢を固めた。これに対し幕府側も、前回の長州の役における処置にあきたらぬ一派が勢力を得て、慶応元年十一月には、彦根藩など三藩に出兵を命じ、ここに第二次長州の役が始まった。広島城下には再び諸藩の兵士が結集したが、広島藩は中立的な立場に立つて翌年六月には幕府の出兵の命令を拒否した。幕府は広島藩の芸州口先鋒の役を解いたが、彦根・高田両藩兵によって芸州口で戦端を開いた。この戦闘で戦場となった佐伯郡方面は大きな被害をうけ、全体として殆どの戦場で幕府軍は敗北を重ね、七月二十日の將軍家茂の死によって休戦となった。その後は休戦交渉が断続的に行われて、最終的には慶応二年末、孝明天皇の死を契機として完全に征長軍を解き、第二次長州の役は終結を迎えた。

第二次の長州の役では、広島藩は遂に中立の態度を貫いたが、領内が戦場化するなどの状況の中で、戦備態勢をとることを余儀なくされた。このため今回も御用人夫の徴発が行われた。沼田・安芸・高田三郡は一昨年徴集にに応じていたので、このたびは徴集はしない筈だが、賀茂・豊田・高宮の三郡は遠郡で急には間に合わない。早急の場合「罷出候様手組仕置可申」として五月に再び熊野を含む安芸郡は人夫徴集の対象となった。このたびの人夫の割当ては、村高一〇〇石につき三人半でほぼ前回の半数である。

熊野村 九〇人 苗代村 七人 栃原村 (四人) 焼山村 一八人 押込村 七人



## 平谷村 三人

となつていて記録に栃原村の数字が欠けているが、計算によると四人になる。

具体的には、五月二十九日押込村庄屋白木源兵衛方に村役人が集まり、夫米として一人一日米三升、当座小遣銀五匁と定めるとともに、「くじ」によって一〇日交代とすることとしている。

熊野村内の御用人夫選出では、このたびも庭によつて事情の違いがあつた。呉地や萩原のように、人夫として出かけることをいとわない庭々もあつたが、他は長百姓も「くじ取り」に入つており、長百姓にくじが当たつたため、規定の村賃五匁にさらに一匁を増し与えている場合もある。

総じて、今回は、戦火が避けられそうもないという状況下にあつたので、人夫を忌避する気持の強いものも出ている。「米三升や五匁ニ而命ハ替不申」という気持になつたのは入込みの諸大名の御用人足が抜け帰り、戦いの恐ろしさを言いふらしたことにもよつたという。

六月十四日夜、早飛脚が来て、熊野七郷の村々の御用人夫は十五日八ツ時（午前十時頃）広島郡役所へ罷出よとのことであつた、熊野村では、百姓九〇人に夫頭四人が石仏に集り、村出しの酒を汲んで出発した。

その際、外郡との交代を行うことは、藩側からも示されているが、なお村役人より早々に実施されるよう願出ることとしている。同時に、安芸郡内でも浦辺の村々の中には、御用人夫を出していない村もあるので、これとの交代も願ひ出ている。

十五日に広島へ徴集された熊野村の御用人夫は十六・十七日から玖波方面で、広島藩関係の荷物運びに従つた。しかし九〇人中約一〇人は病気のため帰村、二十四日の交代期にも病気帰村の者に対しては、交代の人夫は出していない。したがって交代者八〇人が出かけたが彼らも翌二十五日には許されて一人の怪我人もなく一応村

へ帰っている。

ところで七月には公儀(幕府)の御用人足の問題がおこっている。公儀から広島藩に、御用人足三〇〇人の依頼があった。藩としては国中の諸郡一統へ割付けけるべきであるが、遠郡は間に合わないのので、沼田・安芸両郡から一五〇人ずつを差出すように、追々外郡と交代させるという仰せ付けである。

これに対して村役人は、七月十日まず新宮原・初神の両庭を富田用所へ呼出し、事情を説明した上、もし公儀御用人夫に応じないとしても藩は公儀へ人夫を差出さねばならないので、雇入れで差出すとすればその費用は高懸りになるであろうという予想を併せ述べている。ところが両庭は、御用人足には応じられない、高懸りも出すことはできないと明白に拒否した。

翌日残る五つの庭を、西光寺・光教坊の両寺へ呼出したが、この日の村役人の説明はやや前日と趣を異にしている。御用人夫を国内諸郡に割りつければ安芸郡は二三人で、したがって熊野村は二人になる。沼田・安芸両郡で負担すれば安芸郡一五〇人、熊野村は一三人になる。異儀なく村から人足を出すか、雇入れとすれば村懸り、高懸りがしのぎ難いのではなからうかと相談を持ちかけている。村役人にもやや消極的な姿勢が見られる。

結局村中百姓の申合いの結論は、公儀や外様(他国大名)の人夫には出ることわかってほしい。もっとも諸郡懸りの割合で二人くらいのことであるなら、雇入れを受け入れてもよろしいということになっている。村としては郡用所を通してこの結論にそった形で回答した<sup>上</sup>。

公儀御用人足や、他藩の御用人足に対して、熊野村百姓が示した態度と同様な事例は、賀茂郡などにもあったとされているが<sup>『町部』</sup>、なかには佐伯郡宮内村のように「他国夫」五三人の提供に請書を出している場合もあり<sup>『町部』</sup>。その姿勢は区々であった。安芸郡でも「御殿命」だから仕方がないとして、雇人夫の賃銀を庄屋弁と<sup>近世2</sup>

して処理しようとしているという事例もあるが、その具体的な状況はわからない。同上

少なくとも熊野村では庄屋弁のことは史料に見えないから、やはり高持ということになったものであろう。

公儀御用や、他藩御用の場合は、その負担もさることながら、戦火をくぐっての生命の危険についての危険も、当然あったであろう。現に、他国大名の入夫が抜け戻って、五人、三人が往来で、国に帰って親子が顔を合わせたら、お上より召捕られても苦しくはないと話しているとも伝えられている。自藩以外の御用で、生命の危険をおかすことを考えれば、抵抗の姿勢が強かったのも当然ともいえるだろう。

その後この公儀御用人足は、諸郡懸りとなり、約四〇〇人が矢野辺りで雇入れられているが、その賃銀は一人一日三〇匁くらいというから、きわめて高額であり、村民の負担は大きかったと思われる。しかも、諸郡懸りとはいいながら、熊野村の割当は一〇人と記されている。諸郡懸りの場合二人と計算されたものが、何故一〇人になったかは明らかでない。ただ、公儀、柳原・井伊などについては入夫の逃亡が多く、入夫不足になり、抜け帰った者も何のともなく、抜け帰りの者を再度雇うという有様だったとされているので、自ら雇入数の数が増大していただろうことは推定できる。なお公儀御用人足一〇人ということに対する村の反応は知り得ない。

一方藩の御用人足は、八月十一日に徴集され、熊野村はこの時も九〇人の割当てを受けている。夫頭などを定めているがその後の詳細は判然としない。世良家文書

広島藩は警備の藩兵の不足を補うため、農兵やかたを召集して配置した。「広島県史」近世<sup>2</sup>

農兵隊は文久三年（一八六三）沿岸・島嶼部の防備のため初めて設けられ、翌年には領内全域に及ぼされた。しかし元来農兵隊は防禦のための「護郷兵」として設置されていた。この農兵を第二次長州の役に際して、「御軍備之内」に加えることにした。こうして新たに農兵を募って、これを配置している。七月十四日安芸郡に対して

屈強の者六〇人を差出すように命ぜられ、熊野村からは新宮原の清七以下五人がこれに応じている。

また、農兵とともにかわたも守備兵の補充として召集された。熊野村からも六月二十七日から、ほぼ七日交代で八月半ばまで動員された<sup>世良家</sup>文書。

### 武一騒動

慶応三年（一八六七）十月の徳川慶喜の大政奉還につづいて、同十二月に王政復古の大号令が発せられ、新しい政府は徐々にその体制をととのえた。翌年一月の鳥羽伏見の戦から、明治二年五月にいたる戊辰戦争を通じて地歩を固めた政府は、同年六月版籍奉還を実施した。その結果広島藩主浅野長勲は広島藩知事となり、引続き藩政を担当したが、旧態を一新しようとした政府は、同四年（一八七二）廃藩置県を断行して、中央集権の実を挙げようとした。広島藩知事もその職を免ぜられて東京への移住を命ぜられた。同年八月四日、前藩主長訓<sup>ちか</sup>らが上京の途につかんとして、竹の丸屋敷を出立しようとした時、旧藩主の上京をはばむため、城門前に集合していた農民数千人に引き留められ、やむなく出発を中止せざるを得なくなった。この事件を発端として、約二か月にわたって領内各地に拡大した騒乱は、中心人物である山県郡有田村の武一の名によって「武一騒動」と呼ばれている。当初は素朴な封建農民の旧藩主引留め運動であったが、やがて新政府反対の暴動となり、農民一揆、打ちこわしの様相を帯びるようになった。

熊野では、八月八日夜から太鼓を打ち村民が集合して申合をし、九日も同様であった。十日には広島県から河原小属をはじめ官員らが入村、西光寺へ集まった村民六、七百人に八月四日の事情を説明するとともに、藩主らの上京を妨げないよう説諭している。しかし村民たちは、弁当を始め、着物一、二枚、みの笠を用意して、話の終り次第広島へ発向するけしきで集まっていた。百姓中は「都<sup>よ</sup>而<sup>て</sup>村役人を始<sup>め</sup>メ此度御出之役人、大政館<sup>たいせい</sup>役人ニ御座候、サスレハ此度之御談し不承、直ニ広島へ行可申ト」申立てたが、村役人の説諭で、一応話を聞いた上で広

島へ向うこととして留まった。西光寺での説論の後、光教坊でも説論が行われたが、その後村民の相談がまともり、十一日未明続々と西光寺へ集合、大鐘を打鳴し「安芸郡熊野村」と書いた白旗に柄提灯などを用意し、約九〇〇人が広島へ向った。広島での動静は明らかでないが、願書を提出したと思われる。その後この一行は各庭から二、三人ずつを残し置いて、ほとんど全員が十二日未明までに帰村している。したがって十二日午後から広島で起こった打ちこわしに、巻きこまれることは避けられた。十六、七日、広島・海田方面を探索したのから、武一らの誘引が行われているという情報が入ったため、熊野村では、各庭の総代を光教坊に集め、今後どのような誘いがあっても、うかつな行動にでないよう、何事も騒ぎ立てることのないよう、不満は申出るようにと細々と説論している。その後は、前藩主長訓の教諭書、県側の説論などにもとづいた村役人たちの説得が功を奏して、この地域での不穏な情勢は鎮静化した<sup>上</sup>同。

したがって騒動に巻き込まれての被害者や、処罰の対象者はまったく出ていない。

### 大小区制

廃藩置県後、政府は更に中央集権化を推進するため、明治四年（一八七二）四月戸籍法を公布して、地方行政組織改革の歩みをはじめた。戸籍法では区の制度を設け、各区に戸長と副戸長をおき、戸籍に関する事務を掌ることとしている。広島県はこれをうけて、同年十月戸籍布令を出し県下を一五八小区に分けた。現在の熊野町に属する当時の熊野村・平谷村・川角村は、押込・苗代・栃原・焼山の四村とともに、第一五小区に所属した。翌五年二月には、広島島の四小区を廃して一大区を置き、これを二四小区に細分することとした。この広島の変更に応じて、同年四月には広島の大第一大区（この時また二四小区を二二小区に変更）以外は、各郡をそれぞれ大区とし、一六の大区を設け、各大区にいくつかの小区を置いた。いわゆる大小区制である。安芸郡は第三大区となり、この大区は一一の小区に区分されていたので、現在の熊野町域は前記の四村とともに第三大区

五小区に属した。

広島県は五年一月、これまでの割庄屋以下の村役の職を免じ、戸籍布令に應ずる戸長・戸長副・少長・少長副の職制を定めて、それぞれを任命した。戸長は「県庁ノ旨ヲ受ケ、管轄内ノ庶務ヲ整理スル事ヲ掌」り、戸長副は「戸長ニ准シ一区ノ庶務ヲ掌ル」とされ、少長は郡中の場合は一村、少長副は郡中の場合一組の庶務を掌ることを定めている。

現在の熊野町を含む第一五小区の戸長は神藤徳孝、戸長副には佐々木健太郎(熊野村)と進藤平三郎(苗代村)が宛てられている。なお、熊野村の少長は佐々木祐四郎、萩野彦三郎、世良菊右衛門、佐々木千兵衛、宮田助左衛門の五人、少長副は二三人になっている。佐々木家文書「永代日記」及び世良家文書

大小区制の区割りは、明治十一年(一八七八)十一月実施の郡区町村編成法にいたるまで、一部を除いて大きな変化はなかった。熊野町域は第三大区五小区のままである。しかし大区小区の役職やその職制はめまぐるしく変化している。そうした変遷のなかで、明治六年八月、小区に戸長を置くことになり、熊野村の佐々木祐四郎が戸長を命ぜられている。しかし翌七年三月この制度は改められ、小区を連合して事務所を設け、各事務所に戸長を設置することになったが、この際は熊野村佐々木高仙が戸長となっている。

そのほかにも度々行われた改変は、県が地方行政の掌握を強化し、大区小区を拡大しようとした試行錯誤と考えられている。『広島県史』近代1

しかしいずれにしても画一的な大区小区制は、旧来の行政組織であり生活共同体であった村落を否定する性格のものであった。ただ、少長以下は「村」単位で選出されており、「村」の完全な無視とはなっていないかったが、少長・少長副は数か月で廃止され、小区用係が設置された。小区用係の設置はやはり「村」の行政区画とし

での地位を否定するものであったため、当然現実にはさまざまな混乱がおこることを避けられなかった。そうした混乱を解決するために組織されたのが明治五年十一月に実施された大組・小組の制であった。およそ一〇戸を単位として小組をつくり、各町村単位に小組を合わせて大組とした。大組には入札によって総代一人がおかれた。小組には月番がおかれ、住民からの願、伺、届などへ連印し、上納金をまとめて大組総代へ渡し、一方官庁からの布告などを伝達した。大組総代は小組からの上申書類その他を区長に送達した。このような総代制は現実の「村」の生活に即していたため、大区、小区制を強行するために結局明治九年（一八七六）四月に大組総代は廃止されている。もっとも、小組は同十四年まで存続した。

### 制度の変革

明治新政府によって政治、経済にわたってさまざまな改革が行われて、いわゆる御一新の時勢となった。

明治二年（一八六九）版籍奉還後、政府は封建的身分制を改め、原則的には四民平等の社会になった。職業選択や住居の移転の禁も解かれ、平民も苗字を名乗ることができ、華、士族との結婚も許されることになった。さらに、同四年八月には、江戸時代以来不当な差別を受けてきた穢多・非人についても、「穢多非人等之称被廢候条、自今身分職業共、平民同様タルベキ事」といういわゆる解放令が発せられた。熊野村においても、そのことは直ちに年番用所で達しているが、さらに翌五年六月には少長五人が農民を集めてこのことに関して説示している。世良家文書

ともあれ四民平等とはいっても華族・士族・卒族（明治四年卒族は廃せられた）・平民という新たな身分制が定められ、完全な身分制度の撤廃が行われたわけではないので、身分意識、差別意識はなお根強いものがあり、近代的な平等意識の成長は容易ではなかった。

しかし生活様式については各方面で多くの変化が見られた。世良兵左衛門は明治六年初頭の記録に「前代未聞之儀」と大書して「明治五壬申年ハ十二月二日限りニシテ、二日年越三日より明治六第一月一日と被仰出」として太陽暦の制定を伝え、「新曆」による月の大小を記し、「大月三十一日、小月三十日、尤も閏年は二月二十九日として此後、年々相変ることなし」と新曆の便利さを述べている。またそのころ「金札壹両ヲ金壹円と相唱エ、貳歩を五拾錢、一步貳拾五錢、貳朱十二錢五厘(略) 国札ハ五百匁切手ハ一円八十五錢貳厘(略) 米札貳斗ハ四十四錢四厘」と貨幣称呼の変更を記している(政府が円をもって貨幣の単位とした新貨幣条例は明治四年五月の制定)。

あるいはまた、明治六年二月始めのころとして「さん切髪被仰出、郡町共一同男子髪切坊頭ニ相成、自然さん切不仕候得者、急度迷惑被仰付御趣意ニ而、郡町者共九分九厘髪切坊頭ニ相成、尤中ニハ不切者も百人ニ老人、貳百人の内老人ハ折々あり」と当時の風俗について述べている。政府が散髪や脱刀などを勝手たるべしと令したのは四年八月であつたがその奨励にもなつて、こうした風俗の変化、いわゆる文明開化の風潮が全国各地に及んだものである。

明治五年八月の学制の制定をうけて、広島県では翌六年から小学校が設立され始めたが、同年三月には熊野村世良保良次が県庁において勸学係役を仰付けられ、同時に同村彦三郎平谷村春平ら各村より一名の学文係役も仰付けられている。ついで同年五月に西光寺小学校が官許され、同月十日に西光寺に村役人、勸学係などが残らず集まり、熊野・川角・平谷各村の子供三〇〇人程が手習を始めその後西光寺隠居、梶山真人らが毎日出勤して教えたという。開化の光りは教育の面でも曙を告げることになつた。

佐々木家文書「永代日記」及び世良家文書

## 地租改正

新政府はその成立当初財政の基礎が弱体であり、三井組その他の大商人からの借入金や、太政官札の発行、会計基金(一種の国債)などによって財政をまかなつたが、主要な財源はあくまで土地か



らの収入、すなわち貢租であった。しかし、貢租を課する方法は、幕藩体制時代の各年の収穫高を基準にする徴収方法であったため、きわめて不安定な状態であった。従ってこの貢租をどのように安定的に確保するかが政府にとって最も重要な問題の一つであった。そうした政策の前提は封建領主の土地所有形態を、地主的土地所有形態に変化させることであったが、そのことは廃藩置県によって一応達成された。しかし一面では封建的な貢租収奪がくずれたことを意味し新しい貢租を課する制度を建てる必要もあつた訳である。

こうして政府は土地制度、租税制度の全面的な改革を企てた。政府のねらいは、旧来の貢租を減らさないで、近代の貢租の形をととのえることにあつた。そのため明治四年（一八七二）九月、旧来の耕作物の制限を撤廃し、翌年二月に土地の永代売買の禁令を解き、地所売買譲渡の地へ地券を発行することとした。「旧来の石高・反別・石盛・免検地・検見等一切ノ旧法ヲ廢除シ、現在ノ田畑の実価ニ從ヒ其ノ幾分ヲ課」する陸奥宗光『田租改正建議』という考え方にそつて計画が進められ同年九月には「地価取調規則」が発せられた。

熊野村の場合、明治五年八月地券について「仰出れ」を承つて、地券の下調べを行なつたが「上々田三拾両より、下島受前老反ニ付五兩迄の事」とされている。さらに絵図面の作成もまとめられ、これらを調整して大組総代あてに差出し、総代の手もとで調整して翌年三月県庁に提出している『世良家文書』。

その後政府は明治六年（一八七三）七月「地租改正条例」を布告し、地租は地価の百分の三に定め、地主から貨幣で徴収することとした。この地租改正条例の制定によって政府の財政収入は年々一定額を安定的に確保することになったが、政府自体も認めているように、地価百分の三の租率は旧来の貢租収入額を減らさないための高率であり、農民の負担は決して軽くはなかつた。

地租改正条例とともに地租改正規則、地方官心得も発せられ、土地を新たに測量することになった。明治八年

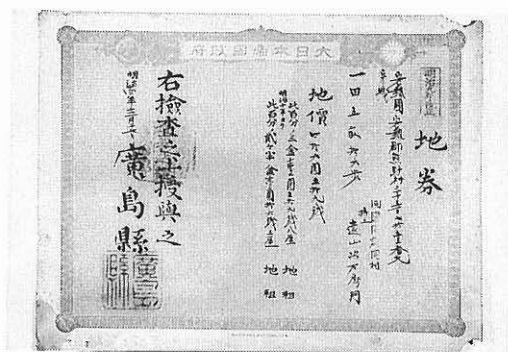


図5-1-2 地 券（熊野町郷土館所蔵）

八月土地測量の説明のため、当時の区長沢原為綱、戸長神藤平三郎らが入村し、宿所を西光寺として村中の副戸長その他を集め、このたびの实地丈量については間竿六尺、三〇坪一畝として相應の値段を定め、一〇〇分の三の年貢を取立てること、丈量については銘々自分自分実意をもって畝歩相違なく打改め、帳面にして申出る様にと諭している。同十一月には丈量教諭方として五人の者が間縄、間竿、十字木などを持参入村して呉地で一か所、中溝で一か所の模範測量をしている。

同月村内の往還については主要道路を道幅一間、小道は道幅三尺に定めて杭打をし、出来庭から実際の測量を始めている。その際には戸長神藤平三郎も見分し、地券係役を命ぜられた佐々木高仙も庭内を巡見している。

また三大区の実地下見分として、県の吉田小属らも十二月には入村、くじに当たった各所の測量を検分、村の役人、地主らを集めて、当村の測量の首尾よろしくと称揚され、褒美として五〇銭を下されたということもある。

右の様に明治八年十一月ごろから行われた測量は翌九年にかけて進捗した。測量の実施につづいて地等の決定が行われねばならない。九年十二月、そのため地等議員が入札によって選出された。熊野村では世良菊右衛門、隼田順三郎ら二〇余名が、川角村は六名、平谷村も六名が選ばれている。

五小区戸長、副戸長、議員らの申合によって、田方一等は米壺石六斗出来とし、追々一斗ずつ下げ、畠は一等を米に直し、六斗出来と見て追々一斗下りと定めた。しかし県側の中属及び副区長の入村によって、田方につい

ては一等を米一石七斗出来として格上げを命じられてすべてで一七等級とされた。川角村、平谷村は一五等級に区分されている。

その後は三大区内の他村との比較検討が行われ、各村の村等の決定され、明治十年八月にこの作業は終わっている。佐々木家文書「永代目」及び世良家文書「記」